

KEI.mall 広告掲載規約

第1条 本規約の目的

1. 本規約は、KEI.mall（以下「当サイト」という。）が、募集・販売する広告枠の掲載にあたり、広告主が遵守すべき事項を定めるものです。
2. 本規約は、広告主の承諾を得ることなく、必要に応じて変更できるものとし、第2条に定める本契約が成立した時点で効力を発生するものとします。

第2条 契約の成立

1. 本契約は広告主が掲載の承諾または申し込みを確定した時点で成立するものとします。本契約の成立により、広告主はこの広告掲載規約を承認し、かつ、これに同意したものとします。

第3条 サービス内容

1. 当サイトは、広告主が提出したロゴや画像、文章などの掲出（以下「広告出稿」）の許可を行うものとします。但し、次のいずれかに該当すると判断される広告はできないものとします。

- (1)人権侵害、差別、名誉棄損のおそれがあるもの
- (2)法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービス
- (3)他を誹謗中傷又は排斥するもの
- (4)公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- (5)宗教団体による普及推進を主目的とするもの
- (6)非科学的又は迷信に類するもので、見る者を戸惑わせ、不安を与えるおそれのあるもの
- (7)国内世論が大きく分かれているもの
- (8)誇大な表現(誇大広告)及び根拠のない表示や誤認を招くような表現
- (9)虚偽の内容を表示するもの
- (10)法令などで認められていない業種・商法・商品
- (11)責任の所在が明確でないもの
- (12)価格が明確でないもの
- (13)国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービス等を推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
- (14)水着及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの
- (15)暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
- (16)残酷な描写など、良俗に反するような表現
- (17)暴力又はわいせつ性を連想・想起されるもの
- (18)ギャンブル等を肯定するもの
- (19)青少年の人体・精神・教育に有害なもの
- (20)美観を損ねるような、著しくどぎついもの及びくどいもの
- (21)著しくデザイン性に劣るもの
- (22)意味不明なもの等、公衆に不快感を起こさせるもの
- (23)その他、当サイトが不適切と判断する内容

第4条 サービスの対価

1. 広告主は申し込みが確定したサービスの対価を当サイトに支払うものとします。

第5条 キャンセルについて

1. 広告主は、当サイトに対価を支払った後のキャンセルは行えないことを承諾するものとします。

第6条 対価の支払方法

1. 前条で定めるサービスの対価は、当サイトの請求日より10営業日以内に、キャッシュレス決済または口座振込(振込手数料は広告主負担)により支払うものとします。

第7条 義務及び責任

1. 広告主が行った広告出稿の内容に関して、第三者からクレームを受け、又は第三者との間で紛争を生じたときは、広告主の責任と負担において解決するものとします。
2. 当サイトは、広告主がおこなった広告出稿を通じて第三者に販売した商品又は提供サービスについて、一切責任を負わないものとします。
3. 当サイトは、広告主が出稿した広告の効果・影響については保証しないものとします。

第8条 著作権

1. 広告主が、第3条に基づき入稿した原稿に関する著作権その他一切の権利は広告主に留保されるものとします。
2. 当サイトは、広告出稿された広告主の広告物及び広告主の名称を当サイトの広告枠の募集・販売活動に利用する場合があります、広告主はあらかじめこれを承諾するものとします。

第9条 契約内容の変更

1. 本契約に定める諸条件は、当サイトと広告主協議の上、双方の合意を条件に本契約の内容を変更することができるものとします。

第10条 サービスの停止および廃止

1. 当サイトは、当サイトの判断により、事前に告知することなく本サービスの全部または一部を変更または停止することがあります。なお、これにより生じた損害について、当サイトは一切の責任を負わないものとします。
2. 当サイトは、当サイトの判断により、事前に告知することなく本サービスの提供を廃止することがあります。なお、これにより生じた損害について、当サイトは一切の責任を負わないものとします。

第11条 情報の管理

1. 広告主は、広告の掲載により取得した第三者(個人・法人)の情報を、当該第三者より事前の了解を得た場合を除いて第三者に開示又は漏洩してはならないものとします。

第12条 解除

1. 当サイトは、広告主が次の各号のいずれかに該当する場合には、何等の催告等を要せず本契約を解除し、かつ生じた損害の賠償を広告主に請求することができるものとします。

(1)本契約に違反したとき

(2)監督官庁から営業停止又は取消しの処分を受けたとき

(3)広告主(広告主が法人の場合は、その代表者、役員又は実質的に経営を支配する者。以下この号において同じ)が次のいずれかに該当したとき

- イ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められたとき。
- ロ. 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ハ. 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ニ. 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ. 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ. 下請契約又はその他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト. イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又はその他の契約の相手方としていた場合に、当団体が広告主に対して当該契約の解除を求め、広告主がこれに従わなかったとき。

(4)前各号に掲げるほか広告主による利用について、当サイトが不相当と認めたとき

- 2. 前項に基づき、当団体が本契約を解除した場合には、第4条の対価についての返金はおこなわないものとします。

第13条 合意管轄裁判所

- 1. 本契約に関して当サイトと広告主の間で訴訟の必要が生じたときは、当サイトの所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

第14条 協議事項

- 1. 本規約に定めていない事項及び本契約各事項の解釈に疑義が生じたときは、当サイトと広告主が誠意をもって協議し、速やかに解決するものとします。

2019年12月1日制定 KEI.mall 運営事務局